

愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則

第七条 ふぐ処理師は、免許証を破り、汚し、又は失つたときは、知事に免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、ふぐ処理師免許証再交付申請書（様式第四）に破り、又は汚した免許証を添えてしなければならない。